

砂 川 市 条 例 第 6 号
令和 6 年 3 月 1 3 日

砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例

砂川市職員諸給与条例（昭和31年条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 通勤手当（第11条・第12条）」を「第4章 通勤手当（第11条・第12条）
第4章の2 在宅勤務等手当（第12条の2）」
に改める。

第1条の2第2項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第12条第2項ただし書中「定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員」を「次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員並びに定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）」に改める。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 在宅勤務等手当

第12条の2 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。